

秋田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市が建設工事を指名競争入札に付すに当たり、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(共同企業体の結成)

第3条 共同企業体は、確実かつ円滑な施工を図るため、工事ごとに自主結成されるものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体により競争を行わせることができる工事（以下「対象工事」という。）は、技術的難度の高い工事で次に掲げる工事とする。

(1) 工事費がおおむね1億5千万円以上の橋梁、下水道等の土木工事および舗装工事

(2) 工事費がおおむね1億5千万円以上の建築工事

(3) 工事費がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3社とする。ただし、工事の規模又は内容に応じて4社以上とすることができる。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、対象工事に対応する工種について、最上位の等級又は第二位等級に格付けされた者で、次条に定める構成員の資格を満たすものによる組合せとする。ただし、対象工事の規模、

性格等に照らし、必要と認めるときは、市外の業者のうち、次条に定める構成員の資格を満たすものによる組合せ又はこの者と本文規定の者による組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第7条 共同企業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- (2) 当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして秋田市工事請負業者選定審議委員会(以下「委員会」という。)において工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- (4) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けたことがないこと又は指名停止を受け、既にその停止期間を経過していること。

2 共同企業体の構成員は、前項に定めるもののほか、対象工事ごとに定める次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本社、支店又は営業所の所在地
- (2) 対象工事に対応する工種に係る秋田市の格付等級
- (3) 対象工事に対応する工種に係る建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果

(出資比率)

第8条 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 共同企業体の構成員数が2社の場合 30パーセント以上
- (2) 共同企業体の構成員数が3社の場合 20パーセント以上

(3) 共同企業体の構成員数が4社以上の場合 各構成員の均等割の10分の6以上

(代表者要件)

第9条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は構成員のうち最大の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札案件の公表)

第10条 市長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を秋田市ホームページへ掲載し公表するものとする。

(1) 共同企業体により競争を行わせる工事であることおよび当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 工期

(5) 入札予定期日

(6) 共同企業体に関する事項

(7) 共同企業体の構成員に関する事項

(8) 入札参加資格の申請に関する事項

(9) 指名に関する事項

(10) 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(11) その他必要な事項

(資格審査申請等)

第11条 入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

(3) 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出するものとし、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しを添付させる。）（様式3）

(4) 配置予定技術者調書（様式4）

(5) 誓約書（様式5）

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、すみやかに審査し、適格なものを入札参加資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(指名)

第12条 市長は、前条第2項の規定に基づいて入札参加資格を認定した共同企業体のうちから、秋田市工事請負業者選定要領第7条第4項の規定に基づき入札に参加する共同企業体を選定するものとし、当該共同企業体の代表者に指名の通知をする。

2 市長は、前項の規定に基づき指名した共同企業体以外の有資格業者（秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であって、当該工事を確実に円滑に施工することができるものと認められるものをいう。）があるときは、共同企業体と当該有資格業者とを混合して指名することができるものとする。

(設計書等の閲覧等)

第13条 対象工事の設計書および設計図面は、第10条の規定による公告をした日から閲覧に供するものとし、前条の規定により指名した共同企業体の代表者に対しては、貸出しも行うものとする。

(非指名者への理由説明)

第14条 市長は、第12条で指名しなかった共同企業体に対して、非指名の理由および所定の期限内に説明を求めることができる旨を付記し通知するものとする。

2 市長は、指名されなかった共同企業体から所定の期限内に書面により説明の求めがあった場合は、書面により速やかに説明を行うものとする。

(存続期間)

第15条 共同企業体の存続期間は、秋田市が契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結された日までとする。

2 契約共同企業体の存続期間は、契約に係る対象工事の完成後1月を経過した日までとする。ただし、引き渡された工事目的物が種類又は品質

に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該期間満了後であっても当該工事請負契約書に基づいて、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成6年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 秋 田 市 長

共同企業体の名称 _____ 建設工事共同企業体

代 表 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 印
e-mail アドレス
(電話 _____ F A X _____)

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、 _____ 年 月 日付けで公告のありました _____ 工事に係る入札参加資格の審査について、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- 2 施工実績調書（秋田市発注以外の工事については、契約書の写しを添付）
- 3 配置予定技術者調書
- 4 誓約書

また、当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

使 用 印

委 任 事 項

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事請負契約に係る一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 5 その他工事の施工に関し諸届け、諸報告の提出に関する一切の権限

様式2

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、秋田市が発注する下記工事(以下「建設工事」という。)を共同連帯して施工することを目的とする。

工事名 _____

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地) (住所)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後1箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称) (会 社 名)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、秋田市と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 秋田市の行う工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて第6条の代表者が相手方となり、代表者が通知を受けた事項は他の構成員にも通知されたものとみなす。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について秋田市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者会社名 _____ %

構成員会社名 _____ %

構成員会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、秋田市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表会社名)

_____外____社は、上記のとおり_____建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

様式3

施 工 実 績 調 書

会 社 名 _____

工 事 名	発注機関名	工 事 場 所	契 約 金 額	工 期	受注形態	工 事 の 概 要
				年 月 ～ 年 月	単体 J V	
				年 月 ～ 年 月	単体 J V	
				年 月 ～ 年 月	単体 J V	

注)

- 1 入札に付する工事と同種の工事の実績について、具体的に記載すること（ただし入札公告に資格要件があるときには、資格要件に関する的確に判断できるように記載すること）。
- 2 主要な該当工事（工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限る。）を記載すること。
- 3 工事場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 4 秋田市発注以外の工事については、契約書（変更契約書を含む）の写しおよび工事概要のわかるものを添付すること。
- 5 J Vで施工した工事については、出資比率20%以上の場合のみ施工実績として認めるので、秋田市発注の工事であっても協定書の写しを添付すること。

様式 4

配 置 予 定 技 術 者 調 書

会 社 名 _____

氏 名	区 分	所持している資格 取得年・登録番号等	工 事 経 歴 （ 従 事 し た 工 事 の 内 容 等 ）					
			工事名	発注機関名	工事場所	契約金額 (JVの場合は出資割合)	工 期	工 事 概 要
	監 理 技術者					()	年 月 ～ 年 月	
	主 任 技術者							

注)

- 1 工事経歴については、入札に付する工事の工事概要と同種の工事を優先して具体的に記載すること。
- 2 過去 10 年間の主要な工事経歴について記載すること。
- 3 資格については、確認できる検定試験合格証明書および監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 4 工事場所は、都道府県名および市町村名を記入のこと。
- 5 配置予定技術者が複数いる場合は、それぞれの技術者について提出すること。

様式 5

誓 約 書

年 月 日付で公告のありました_____

_____工事の入札に当たっては、秋田市財務規則および関係法令を遵守のうえ、
疑惑をもたれるような一切の行為をしないことを誓約いたします。

年 月 日

誓約者

建設工事共同企業体

住 所

代表者

氏 名

本件責任者

(部署名・氏名)

担 当 者

(部署名・氏名)

連 絡 先

(宛先) 秋 田 市 長